

市有財産公売事務の調査に関する決議

地方自治法第 100 条第 1 項の規定により、次のとおり市有財産公売事務の調査を行うものとする。

記

- 1 調査事項
上小倉物品庫公売事務に関する事項
- 2 調査の付託
本調査は、総務文教常任委員会に付託して行う。
- 3 調査権限
本議会は、1 に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第 100 条第 1 項の権限を総務文教常任委員会に委任する。
- 4 調査期限
総務文教常任委員会は、1 に掲げる調査が終了するまで、閉会中もなお調査を行うことができる。
- 5 調査経費
本調査に要する経費は、令和 3 年度においては、65 万円以内とする。
- 6 理由
財務部資産活用課が令和 3 年 6 月 21 日に実施した上小倉物品庫の公売における、最低売却価格の決定方法や入札事務執行の公平性など、一連の事務が適正に執行されたかどうかを究明するため、本事務の調査を行うものである。